

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

広島市規則第 8 6 号

広島城三の丸整備等事業者選定審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和 2 8 年広島市条例第 3 5 号）第 3 条の規定に基づき、広島城三の丸整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、広島城三の丸の整備及び広島城区域に係る公の施設の管理に係る事業者の選定に関する事項を審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

(委員)

- 第 4 条 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 2 委員の任期は、2 年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第 7 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]